

<報道発表資料>

カテゴリー:募集

令和8年7月13日

第1回「埼玉県カスハラ防止・安心職場づくり大賞」候補者募集
～優良な取組を行う事業者や事業者団体を表彰します～

埼玉県では、カスタマーハラスメントの防止のため、優良な取組を行う事業者や事業者団体を「埼玉県カスハラ防止・安心職場づくり大賞」として表彰します。7月13日（月）から表彰の候補者となる事業者及び事業者団体の募集を開始します。

県が受賞者の取組を表彰式やポータルサイト等を通じて広く発信することにより、受賞者のイメージアップや人材の確保につなげていただくとともに、社会全体でカスタマーハラスメントの防止を図るため、他の事業者や事業者団体への取組の普及を進めていきます。

皆様から多くの御応募をお待ちしています。

思いやりから、はじまる関係



カスハラのない埼玉県へ

〇「埼玉県カスハラ防止・安心職場づくり大賞」の概要

就業者が安心して働くことができる就業環境や安定した事業活動を継続できる環境整備に取り組んでいる県内事業者及び事業者団体を表彰することで、社会全体でのカスタマーハラスメントの防止につなげるものです。

1 対象

- 埼玉県内に事業所等（本社・支社又は営業所等）がある事業者又は埼玉県内に事業所等（活動拠点等）がある事業者団体
- 埼玉県カスタマーハラスメント防止条例に基づく努力義務について実施済み又は実施予定であること（基本方針の作成・公表は実施済みであることを必須とします）

2 募集期間

令和8年7月13日（月）～10月30日（金）

3 応募方法

埼玉県カスタマーハラスメント防止対策ポータルサイトから応募書類をダウンロードの上、電子メールにより提出してください。詳細はポータルサイトを御確認ください。

埼玉県カスタマーハラスメント防止対策ポータルサイト
表彰のページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/customerharassment-boushitaishaku/torikumihyosho/hyosho.html>



4 表彰の種類

大賞 2 件（事業者 1 件、事業者団体 1 件）、奨励賞 若干数

5 選考方法

有識者等で構成する審査委員会の選考（書類選考）により決定します。

6 表彰式等

令和 9 年 1 月に受賞事業者等を発表し、同月下旬に表彰式を行います。
受賞事業者等には知事から表彰状と副賞を贈呈する予定です。

7 問合せ先

埼玉県 産業労働部 雇用・人材戦略課 働き方改革推進担当

電 話 048-830-4518

メール a3960-31@pref.saitama.lg.jp

○参考

埼玉県カスタマーハラスメント防止条例（令和 8 年 7 月 1 日施行）

埼玉県では顧客と就業者が対等な立場でお互いを尊重し合い、誰もが安心して働くことのできる社会を目指して、カスタマーハラスメント防止条例を制定しました。

社会全体でカスタマーハラスメントの防止に向けて取り組むため、この条例では、顧客等、事業者、事業者団体、就業者の責務などを定めています。

埼玉県カスタマーハラスメント防止対策ポータルサイト
条例・指針・手引き等のページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/customerharassment-boushitaishaku/jorei/jorei.html>

